

日本診療放射線学教育学会 会則

【名 称】

第1条 本会は日本診療放射線学教育学会 (The Japanese Society of Education for Radiological Technology) という。

【学会事務局】

第2条 本会の事務局を茨城県つくば市天久保2-1-1 (筑波大学附属病院 陽子線医学利用研究センター) に置く。

【目 的】

第3条 本会は診療放射線技師教育に関する研究発表、知識の交換ならびに関連団体との連絡提携を図り、診療放射線技師教育の発展に寄与することを目的とする。

【事 業】

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 学術集会の開催
- (3) 機関誌の刊行
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

【会 員】

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 (個人で所定の入会手続きを行い、会長の承認を得た者)
- (2) 機関会員 (大学、学部、学会、病院、その他の団体などが、機関として代表者1名を定めて所定の入会手続きを行い、会長の承認を得た機関) ただし同一人が正会員と機関会員代表者とを兼ねることができる。
- (3) 名誉会員 (診療放射線技師教育に顕著な功績のあった者の中から、会長が理事会の議を経て推薦し、本人の承諾が得られた者)
- (4) 特別会員 (本会に功績のあった者の中から、会長が理事会の議を経て推薦し、本人の承諾が得られた者)
- (5) 贊助会員 (本会の事業を援助するため所定の入会手続きを行い、会長の承認を得た団体または個人)
- (6) 学生会員 (学生で所定の入会手続きを行い、会長の承認を得た者)

第6条 正会員、機関会員代表者は本会の事業に参加し、機関誌、その他の配布をうけ、総会に参加することができる。また、理事会に意見を申し出ることができる。名誉会員、特別会員、および賛助

会員は機関誌その他の配布をうけ、総会に参加することができる。学生会員は本会の事業に参加し、総会に参加することができる。

第7条 会員は会長に申し出、その承認を得て退会することができる。

第8条 名誉会員および特別会員を除き会員は別に定める会費を納めるものとする。2年以上会費を滞納したときは会員の資格を失う。

【役員】

第9条 本会の役員は会長1名、副会長2名、理事適当数名、監事2名とする。役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐して、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、本会の運営に関する事項を審議・執行する。
- (4) 監事は本会の会務および会計上の監査を行う。

【名誉会員・顧問】

第10条 会長は本会に対し特に顕著な功績のあった会員の中から、理事会の議を経て名誉会員を推薦することができる。名誉会員は会長の諮問に応じる。

2 会長は会員の中から、理事会の議を経て顧問を推薦することができる。顧問は会長の諮問に応じる。

【役員の選出】

第11条 理事は会員の中から選出される。

- 2 会長は理事会において理事の互選によって選出される。
- 3 副会長は理事会において会長が理事の中から指名する。

【会議】

第12条 本会に総会、理事会、常設委員会、特別委員会およびワーキンググループを置く。

2 総会は正会員をもって構成する。名誉会員、特別会員および学生会員は総会に参加することができる。総会は原則として年1回開催するものとし、会長が開催地と時期を定めて招集する。また、会長および監事は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。総会において事業報告、会計報告の承認および会則の変更を行う。総会は、正会員の10分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。

3 理事会は、理事をもって構成し、会長が招集してその議長となる。理事会は本会の運営に関する事項を審議し、事業の企画、立案および総会の議案作成などに当たる。理事会は審議結果について執行の責任をもつ。理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

4 常設委員会、特別委員会、ワーキンググループは会長が委員を委嘱し、その長が招集して議長となる。

5 監事はすべての会議に出席することができる。

【議 決】

第13条 各会議における議決権は、その会議の構成員にある。各会議は出席者数の過半数をもって決する。ただし会則変更などの重要事項は、出席者数の3分の2をもって決する。

【会 計】

第14条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。本会の会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

【附 則】

この会則は2007年7月28日から施行する。

2 この会則は2008年8月9日から施行する。

3 この会則は2014年12月1日から施行する。

ただし、第14条にかかる会計年度について、2008年9月1日から2009年5月31日までとする。

4 この会則は2021年7月6日から施行する。

5 この会則は2025年7月16日から施行する。

日本診療放射線学教育学会会則施行細則

【会 費】

第1条 本会の会費については、本会の会則に定められたことのほかは、この細則による。

第2条 会費は次のとおり定める。

- (1) 正会員は年額5,000円とする。
- (2) 機関会員は年額50,000円とする。
- (3) 賛助会員は年額1□20,000円とする。
- (4) 学生会員は年額無料とする。ただし、学生の身分を失った者は自動的に学生会員の資格を失効するが、新たに正会員の手続きを取ることができる。社会人学生は、学生会員になることはできない。

第3条 会費は年額を分割して納入することができない。

第4条 会費の変更は理事会の議を経て、総会で決定する。

【後 援】

第1条 本会が関与する後援等について、この細則による。

第2条 後援等とは、本会以外の第三者が実施主体になる事業について、本会がその催しの趣旨に賛同することをいう。後援等は、本会の名義使用の承認に限る場合をいう。

第3条 本会以外の第三者が実施主体になる事業について、次のとおりを後援等の基準として、個別に判断する。

- (1) 本会の目的に照らし、適正と認められるもの。
- (2) 公益性があると認められるもの。

第4条 後援等の申請を本会が受理のち、会長名によりその主催者に対して結果を通知する。

第5条 後援等の主催者の事業が終了後、この主催者は実施報告書を本会に提出する。

【附 則】

この細則は2007年7月28日から施行する。

- 2 この細則は2008年9月1日から施行する。
- 3 この細則は2021年7月6日から施行する。
- 4 この細則は2025年7月16日から施行する。